

重要な会計方針

1 運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

2 減価償却の会計処理方法

有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～37年
車両運搬具	6年
工具器具備品	5年～15年

3 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

なお、役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

(2) 退職給付引当金

退職一時金については、役職員の期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

4 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

① 取得差額がないもの

原価法（売却原価は先入先出法により算定）によっております。

② 取得差額があるもの

償却原価法（定額法、売却原価は先入先出法により算定）によっております。

5 収益及び費用の計上基準

該当事項はありません。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

7 リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

8 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理方法は、税込方式によっております。

注記事項

1 貸借対照表

(1) 固定資産（電話加入権）の減損の兆候について

種類	1 回線当たり帳簿価額	回線数	帳簿価額
電話加入権	14,575 円	34 回線	495,550 円

使用中の回線は電話加入権の売買市場価格が著しく下落しているため、減損の兆候が認められましたが、NTT 東日本の公定価格が 39,600 円（1 回線当たり）となっており、回収可能サービス価額が帳簿価額を上回っているため、減損損失は計上していません。

(2) 固定資産（建物・土地）の減損の兆候について

次の職員宿舎は、当中期目標期間中に廃止する予定のため、減損の兆候が認められます。

① 減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所等の概要

名称	用途	種類	場所	面積	使用しなくなる日における帳簿価額の見込額
瀬ヶ崎 1・2・3 号宿舎	職員宿舎	建物	埼玉県さいたま市浦和区	－	6,446,925 円
瀬ヶ崎 1・2・3 号宿舎	職員宿舎	土地	埼玉県さいたま市浦和区	383.47 m ²	28,200,000 円

② 使用しなくなる日

令和 7 年度以降に廃止を予定しておりますが、廃止予定日については未定です。

③ 使用しないという決定を行った経緯及び理由

稼働率の著しい低下や施設・設備の老朽化、居住者が大規模地震発生時の参集要員に該当しないこと等を総合的に勘案し、事務・事業を円滑に実施する上で真に必要なとは言えないと判断したため、廃止を予定しております。

④ 将来の使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

当該施設の回収可能サービス価額及び減損額の見込額については、廃止の時期が未定のため、記載していません。なお、使用しなくなる日における帳簿価額の見込額については、当事業年度末の帳簿価額を記載しております。

2 行政コスト計算書

(1) 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	6,915,771,210 円
自己収入等	△1,125,895,119 円
機会費用	6,219,045 円
独立行政法人の業務運営に関して 国民の負担に帰せられるコスト	5,796,095,136 円

(2) 機会費用の計上方法

①政府出資から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10 年利付国債の令和 7 年 3 月末利回りを参考に 1.485% で計算しております。

②国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

3 キャッシュ・フロー計算書

資金の期末残高の貸借対照表上の科目

現金及び預金	32,151,416,271 円
うち定期預金	15,800,000,000 円
(差引) 資金残高	16,351,416,271 円

4 有価証券関係

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：円)

区 分	期 末 に お け る 貸借対照表計上額	期末における時価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	897,292,487	918,720,000	21,427,513
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	15,078,181,039	14,911,740,000	△166,441,039
合 計	15,975,473,526	15,830,460,000	△145,013,526

(2) 事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当なし

(3) 満期保有目的の債券の期末日後における償還予定額

(単位：円)

区 分	1 年 以 内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年 超
国債・地方債等※	3,600,000,000	4,700,000,000	300,000,000	0
社債	0	7,400,000,000	0	0
合 計	3,600,000,000	12,100,000,000	300,000,000	0

※ 国債・地方債等とは、国債、地方債、財投機関債であります。

5 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

役員について役員退職手当支給規程、職員については職員退職手当支給規程による退職一時金制度及び確定拠出制度を設けております。

(2) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	391,437,725 円
退職給付費用	48,363,007 円
退職給付への支払額	△ 26,247,926 円
期末における退職給付引当金	413,552,806 円

(3) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	48,363,007 円
----------------	--------------

(4) 確定拠出制度

拠出額	5,283,509 円
-----	-------------

6 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

当勘定は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、短期的な資金運用については、定期預金等で行っております。また、1年を超す資金運用については、同規定等に基づき国債・地方債等及び社債の有価証券で行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、未収金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額	時 価	差 額
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	15,975	15,830	△145

(注) 単位未満を切り捨てて記載しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

有価証券及び投資有価証券

国債、地方債等及び社債は相場価格を用いて評価しております。これらは活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

7 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

8 重要な後発事象

該当事項はありません。

9 その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

当機構が実施している契約野菜安定供給事業及び契約野菜収入確保モデル事業について、事業を実施するに当たり、機構は交付金交付の判断基準となる平均取引価額の算定を行っていますが、平成22年4月以降、消費税相当額を除いた価額で公表すべきところ、消費税相当額を含む価額で公表していたことが令和5年度に確認されました。

平均取引価額の算定誤りによって生じた追加交付などの取扱いについて、国等の関係機関と協議を行い、令和6年度に方針が決定されました。

当該方針に従い、令和6年度において、交付金が過少交付となっていた事業利用者に対して、119,085,680円（45者）に追加交付を行い、また、交付金が過大交付となっていた事業利用者からは、1,446,810円（4者）の返納がありました。未返納額については、令和6年度に当該事業に係る野菜生産出荷安定資金（長期預り補助金等）に36,769,234円を充当し、繰入補填金（臨時損失）として計上いたしました。